

2024年12月吉日

お客さま 各位

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫は「ことら送金」の取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を一部改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

今後もより一層お客さまのご満足や利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定
- ・当座勘定規定（一般用）

・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日
- 2024年12月23日（月）

3. 新旧対照表
- ・当座勘定規定 9. 支払いの範囲（専用約束手形口用は 10. 支払いの範囲）に下記文言を追加。

改定前	改定後
9 （支払いの範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(新設)</u> (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	9 （支払いの範囲） (1) 同左 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以 上